様式第三を次のように改める。

様式第３（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別契約数

年　月　日現在

サービスの種類

事業者名

都　道　府　県	契　約　数
合　計	
参　考　事　項	

注１　携帯電話、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話（携帯電話の内数とする。）及びＰＨＳごとに別葉とすること。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。おつて、当該契約が電気通信番号を付与しないサービスの場合には、回線数を自らの契約数として含めること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、注３中段に基づき当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該事業者の数及び契約数の合計数をそれぞれ記載すること。

５　二の契約を一のＳＩＭカード（携帯電話端末等からの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体）により提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数のうち一方の合計数を記載すること。

６　プリペイドにより提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に当該契約数の合計数を記載すること。

７　注４から注６までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。

９　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　月　日現在

サービスの種類

事業者名

報　告　事　項		契　約　数　等
契　約　数		（　　）
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
事　業　者　数		（　　）
	接続に係るＭＶＮＯ	
	ＭＮＯであるＭＶＮＯ	
事業者名	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
	契約数が３万未満であるＭＶＮＯ	
参　考　事　項		

注１　自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（以下本表において「ＭＶＮＯ」という。）がある場合に記載することとし、携帯電話（三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話を含む。）及びＰＨＳごとに別葉とすること。

２　「契約数」の項には、自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係る契約数のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

３　契約数のうち、「接続に係るＭＶＮＯ」の項については、自らの電気通信回線設備をＭＶＮＯの電気通信設備と接続することにより提供されるものの合計数を記載すること。

４　契約数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「ＭＮＯ」という。）により提供されている場合には、その契約数の合計数を記載すること。

５　「事業者数」の項には、自ら提供する携帯電話又はＰＨＳに係るＭＶＮＯの合計数を記載すること。

６　事業者数のうち、「接続に係るＭＶＮＯ」の項については、仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信回線設備と電気通信設備を接続しているＭＶＮＯの合計数を記載すること。

７　事業者数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該ＭＮＯであるＭＶＮＯの合計数を記載すること。

８　括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

９　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。